

公募型プロポーザル方式に係る手続開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。なお、本業務にかかわる契約の締結は、当該業務に係る平成25年度予算が成立し、予算配当がなされることを条件とします。

平成24年9月14日

世田谷区

1 業務概要

(1) 件名

「世田谷区24時間安全安心パトロール」業務委託

(2) 業務内容

- ①受託者が用意する青色回転等を装備した車両により、パトロールを行う。
パトロールは、2名以上を1組とし、午前9時から午後6時は4台、午後6時から翌日の午前9時までは2台配置し、世田谷区内（世田谷、北沢、玉川、砧・烏山の4地域）を24時間体制でパトロールするものとする。
- ②区内の区立公園等の巡回等を行う。
- ③防犯意識の啓発や広報活動を行う。
- ④事故等の緊急時における応急的対応を行う。

(3) 履行期間

平成25年4月1日～平成26年3月31日

2 参加資格

次の要件を満たす法人であること

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当しない者であること、及び同条第2項による措置を現に受けていない者であること。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続開始の申立てをしていないこと。

- (4) 世田谷区の競争入札参加資格「営業種目105警備・受付等」を有すること。
- (5) 警備業法第4条の規定に基づく認定を受けていること。
- (6) 過去5年間において、当該事業と同様の事業又は巡回による警備及び公園等の施設警備の実績を持つもの。※官公署に限る
- (7) 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- (8) 個人情報保護に関する社内規定等が整備されていること。
- (9) 事業継続計画が整備されていること。

3 提案書の提出者を選定するための基準

参加表明者が6者以上となった場合においては、参加資格2(6)における契約内容、契約規模等、参加資格2(8)個人情報の保護に関する規定及び参加資格2(9)事業継続計画の整備内容等により選定し、上位5者を提案書の提出者とする。

4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 理解度
- (2) 運営管理事項
- (3) 運営内容事項
- (4) 使用車両
- (5) 社内規定等
- (6) 履行状況確認
- (7) 経費

5 手続き等

(1) 担当部課

〒154-8504 世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区危機管理室危機管理担当課危機管理・生活安全担当
(世田谷区役所第1庁舎5階、54番窓口)

電話：5432-2314 FAX：5432-3066

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：平成24年9月14日(金)～9月28日(金)まで
午前9時～午後5時まで

場所：上記(1)担当部課に同じ。

方法：希望者に無償配布する。(区のHPからダウンロード可)

(3) 参加表明書の提出期限、場所及び方法

期間：平成24年9月28日（金）午後5時までに必着

場所：上記（1）担当部課に同じ。

方法：窓口持参又は郵送により提出する。なお、郵送により提出するものは、上記期間内に必着のこと。

(4) 提案書の提出期限、場所及び方法

期限：平成24年11月8日（木）午後5時までに必着

場所：上記（1）担当部課に同じ。

方法：窓口持参に限る。

6 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書の作成の要否 要

(4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方（受託者）との随意契約により締結する予定の有無 有

※平成26～27年度当該契約

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 5（1）に同じ。

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

(7) 詳細は説明書による。